

【資料3】

鹿 児 島 海 区
漁業調整委員会資料
令和8年3月4日

【議題3】

知事許可漁業の制限措置等の見直しに係る対応
方針について（報告）

知事許可漁業の制限措置等の見直しに係る対応方針について

1 背景

2023 年漁業センサスでは、本県の漁業就業者数は 5,000 人を下回り、知事許可漁業の許可件数も 25 年間で約 6 割減少し、漁船漁業の衰退は極めて顕著。漁業生産力の低下は、漁村・漁協の衰退に直結しており、本県の漁船漁業は危機的な状況に陥っている。

これらの状況を踏まえ、主力漁業者の生業の存続や稼ぐ力の向上を図るためには、資源管理を推進するとともに、知事許可漁業の制限措置（操業区域や漁業時期等）や条件（以下「制限措置等」）の見直しを進める必要がある。

2 これまでの経緯

- 令和 7 年 3 月 漁協、漁船漁業業者会等に対して、要望調査を通知
- 5 月 漁協、業者会から要望提出
- 6 月 鹿児島海区委へ提出された要望内容を報告
- ～ 8 月 要望者へヒアリング、要望内容の整理
鹿児島海区委へ取りまとめた要望を報告
- ～ 1 1 月 取りまとめた要望の精査、対応方針案の検討（海区委協議 11 月 25 日）
- 1 2 月 対応方針案への意見募集（パブリック・コメント）
- 令和 8 年 1 月 意見募集結果の報告、対応方針の検討（海区委協議 1 月 30 日）
- 2 月 対応方針の策定

3 対応方針

（1）制限措置等の変更を伴う要望に対する基本的な考え方について

- ① 検討の対象は、TAC 魚種が漁獲の多くを占める漁業種類^{※1}又は資源管理協定が締結^{※2}されていることを前提とする。
 - ※1 イワシ類:中型まき網, 棒受網等, マダイ:ごち網 等
 - ※2 県内漁協では小型エビ類 (小型機船底びき網), 月日貝 等
- ② 今後の対応を検討するにあたり、まずは試験操業を実施し、漁業調整上の課題や操業状況について確認する。
- ③ ただし、既に漁業調整が整っていることが確認できた要望案件は、許可内容を変更する。
- ④ 現行制度において対応できる要望は、速やかに事務手続等の指導を行う。
- ⑤ TAC 魚種が漁獲の多くを占める漁業種類の船舶総トン数の制限は撤廃する。
- ⑥ 「主機馬力制限」及び「船舶総トン数」の両方に制限がある漁業種類は、漁船の規模以上の主機の搭載はできないため、主機馬力制限を撤廃する。

(2) 漁業種類毎の対応方針について

別紙資料のとおり。

(3) 試験操業の基本的な考え方について

- ・ 個人毎の「特別採捕許可」に基づき実施する。なお、操業区域の変更や禁漁期の変更に関する試験操業については、操業位置を明確にし、適正な操業の遵守が求められることから、AISの設置及び常時作動を条件とする。
- ・ 試験操業の実施期間は1年以内とし、試験操業結果を踏まえて、本許可に移行するか否か、鹿児島海区漁業調整委員会に協議することとする。
- ・ 漁業調整上の課題や操業状況について継続して確認する必要がある場合は、改めて特別採捕許可を行い、試験操業を継続する。
- ・ 試験操業中に漁業関係法令違反が発覚した場合は、違反者の試験操業を中断する。
- ・ 県は既に交付されている漁業許可及び今回付された条件（網目、ひき綱長、AIS作動状況等）への適合を確認した上で許可証を交付する。

中型まき網漁業

知事許可漁業の制限措置等の見直しに係る対応方針について

1. 要望内容

過去設置した大型魚礁における操業禁止区域の見直し

2. 背景・理由

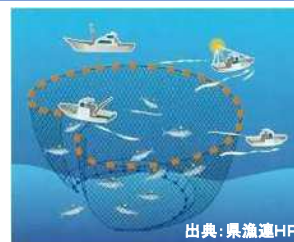
- ・設置から年数が経過し、埋没等により魚礁の有無がはっきりしない
- ・中心位置の確認が難しい

3. 対応方針 ① 資源管理

条件を変更し、禁止区域を解除する

4. 対応方針の考え方

- ・平成8年以降の魚礁は事業計画の便益算定に、まき網漁業の水揚げ金額が用いられ、利用を想定した計画となっている理由から操業が可能とされている。
- ・禁止対象となっている魚礁（H7以前設置）は、便益算定にまき網漁業が含まれておらず、操業の制限があるが、これらの魚礁は既に耐用年数（30年）を超えており、当時の前提条件がなくなっていることから、現在は制限を続ける理由がないため。



出典：県漁連HP

定義：総トン数5～40トン未満の船舶によるまき網漁業
主な地域：鹿児島・熊本海域（阿久根漁港、枕崎漁港等）

現行の条件（抜粋）

大型魚礁（県が、大型魚礁設置事業、人工礁漁場造成事業及び広域漁場整備事業により整備した、造成規模が2,500空m³以上の沈設型魚礁をいう。）の設置個所の中心から、半径1,000メートルの円によって囲まれた海域。

ただし、この規程は別表1（※）に定める大型魚礁には適用しない。

※別表1とは平成8年以降に設置した魚礁一覧

小型まき網漁業

知事許可漁業の制限措置等の見直しに係る対応方針について

1. 要望内容

現状の操業スタイルを1そうまきとして認めてほしい
（5t以上の運搬船での揚網の補助を認めてほしい）

2. 背景・理由

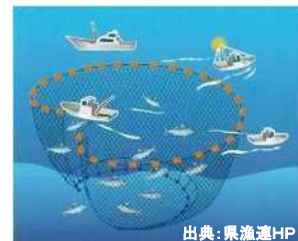
操業方法の工夫や見直しにより、船団のスリム化を行い省人化と経費削減に取り組みたい

3. 対応方針 ① 資源管理 ④ 現行制度対応

1そうまきの新規許可を行う

4. 対応方針の考え方

- ・現在の操業形態が「1そうまき」であることを確認したため、新規許可を行う（許可等取扱方針の変更は不要）。

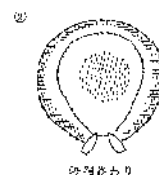


出典：県漁連HP

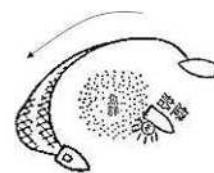
定義：総トン数5トン未満の船舶によるまき網漁業
主な地域：鹿児島島湾（垂水市）



2そうまき網漁業



2そうまき網漁業



1そうまき網漁業

小型機船底びき網漁業(カコ飯)

知事許可漁業の制限措置等の見直しに係る対応方針について

1. 要望内容

操業区域の拡大(下甌島西側の区域拡大)

2. 背景・理由

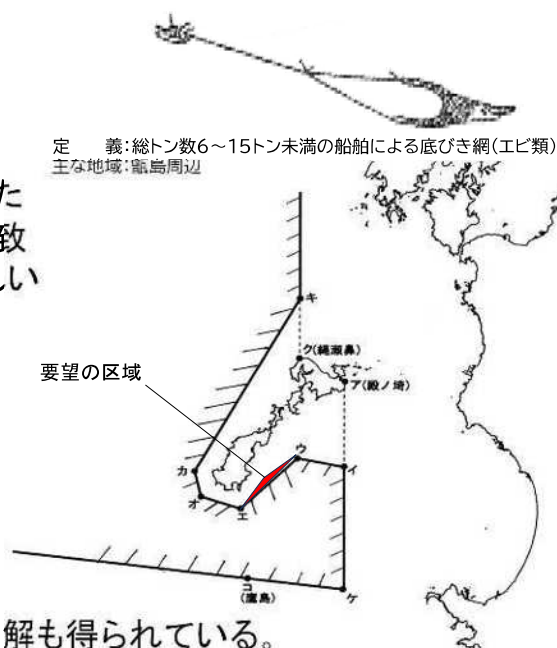
現行の操業区域は、漁場となる水深300mを基準とした区域が設定されているが、要望する区域は基準に合致するもの、区域設定時に漏れていたため見直してほしい

3. 対応方針 ① 資源管理 ④ 現行制度対応

区域拡大を認め、変更の許可を行う

4. 対応方針の考え方

・H30年に既に調整が図られていた案件であり、
現時点で関係者(甌島漁協, 北さつま漁協, 県漁協野間池支所)の了解も得られている。



小型機船底びき網漁業(カコ自貝)

知事許可漁業の制限措置等の見直しに係る対応方針について

1. 要望内容

- ・産卵期を踏まえた禁漁期(年2回程度)の検討
- ・操業区域の縮小

2. 背景・理由

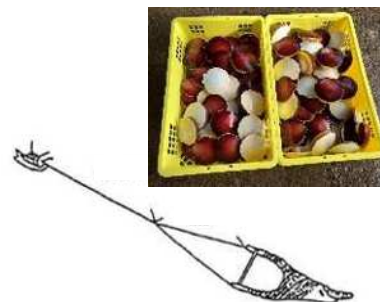
- ・月日貝PR効果による消費者の購買意欲と商品価値の増大に伴い安定供給を図る必要
- ・燃油・資材の高騰に対応し、効率的な操業を行う必要

3. 対応方針 ① 資源管理

資源管理に資する要望であり、資源管理協定の締結に向けて議論を促す

4. 対応方針の考え方

・県は、従来より業者会を設置し、資源管理の横展開を図るよう求めており、まずは関係漁業者による議論や取組みを踏まえた「資源管理協定」の締結を進めるよう指導する。



ごち網漁業(八代海域)①

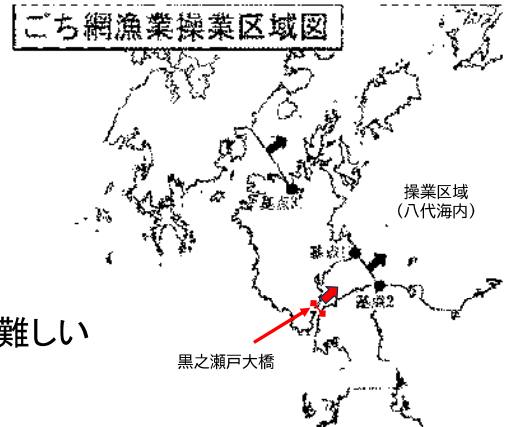
知事許可漁業の制限措置等の見直しに係る対応方針について

1. 要望内容

- (1) 操業区域(黒之瀬戸大橋以北に)を拡大してほしい
- (2) ひき綱(ロープ長)をより長くしてほしい(現状片方500m)
- (3) 袋網の目合いを9節から10節に変更してほしい
- (4) グランドロープが使用できるようにしてほしい
- (5) 夜明け前に操業を開始できるようにしてほしい



定義:総トン数5トン未満のごち網



2. 背景・理由

- ・水深が深い場所があり、今のひき綱の長さでは操業が難しい
- ・今後もごち網漁業で生計を立てていきたい

ごち網漁業(八代海域)②

知事許可漁業の制限措置等の見直しに係る対応方針について

3. 対応方針

① TAC魚種 ① 資源管理 ② 試験操業 — AIS設置・常時作動

- (1), (2), (3) ➡ 今回見直しは行わず, 検討を継続する
- (4) ➡ 変更しない
- (5) ➡ 操業開始を「日の出30分前」として試験操業を実施し, 操業や漁獲の状況変化を確認し, 他漁業への影響等を併せて確認する

4. 対応方針の考え方

- (1) 長島海峡は狭く, 他漁業の利用も多い海域であり, 周辺漁協・漁業者への影響等を丁寧に確認した上で, 更に試験操業による確認が必要がある。
- (2) 使用漁船のトン数には制限があり, 際限なくロープの搭載はできないため, 漁業者の操業スタイルに合せた効率的な操業体制の構築は, 引き続き検討する必要がある。(ロープ長については, 県下で800mを上限として統一する等の検討も必要)
- (3) 目合いの縮小は, 資源保護の観点から困難であり, 関係者の理解も得られない。
- (4) 操業形態が底びき網漁業となるため, グランドロープの使用は認められない。
- (5) 航空便の積込み時間に制限があるため, 冬場は十分な操業時間を確保する必要がある。

ごち網漁業(北薩海域)

知事許可漁業の制限措置等の見直しに係る対応方針について

1. 要望内容

- (1) 禁漁期間(1~3月)を見直し, 他地域と同様に周年としてほしい
- (2) 操業区域を拡大してほしい(左図の「ア」と「イ」)
- (3) ひき綱(ロープ長)をより長くしてほしい(現状片方600m)

2. 背景・理由

- ・周年操業や操業区域の拡大により漁業経営を安定させたい

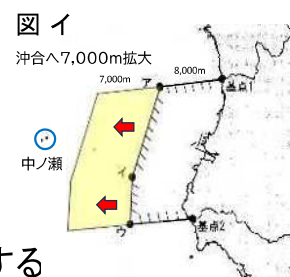
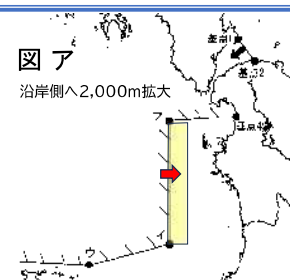
3. 対応方針

① TAC魚種 ① 資源管理 ② 試験操業 **AIS設置・常時作動**

- (1), (2)の図イ → 試験操業により操業や漁獲状況の変化, 他漁業及び(3)への影響等を確認する
- (2)の図ア → 今回見直しは行わず, 検討を継続する

4. 対応方針の考え方

- (1) 禁漁期は, 他海域(西薩)では定められていないため同様の取扱いとする
- (2) 沿岸域方向への区域拡大は周辺漁協・漁業者への影響等を丁寧に確認した上で, 更に試験操業による確認が必要。
- (3) ひき綱に関しては, 試験操業において妥当な長さを調査したうえで改めて検討する。



ごち網漁業(西薩海域)

知事許可漁業の制限措置等の見直しに係る対応方針について

1. 要望内容

- (1) 沖合い操業区域の部分的な拡大
- (2) 距岸2,000m以内の操業禁止撤廃や久多島沖側半分の解除
- (3) 距岸2,000m以内を操業区域としたい(代わりに沖合の操業区域を返上)

2. 背景・理由

- ・仲買人の減少や, 帰港(出荷)時間の制約による漁獲量・魚価への影響緩和や, 操業の効率化を図りたい
- ・潮位により出入港が制限されるため近場で操業を行いたい

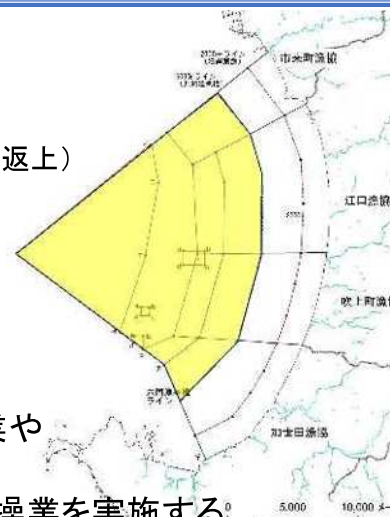
3. 対応方針

① TAC魚種 ① 資源管理 ② 試験操業 **AIS設置・常時作動**

- ・複雑化した操業区域を整理し, 沖合を含め試験操業により操業や漁獲状況の変化, 他漁業への影響等を確認する
- ・距岸2,000m以内については, 漁協内で十分に調整した後に試験操業を実施する
- ・久多島沖側半分の解除については, 今回見直しは行わず, 検討を継続する

4. 対応方針の考え方

- ・周辺漁協・漁業者への影響等を試験操業で確認する必要。
- ・ひき綱に関しては, 試験操業において妥当な長さを調査したうえで改めて検討する。



機船船びき網漁業

知事許可漁業の制限措置等の見直しに係る対応方針について

1. 要望内容

- (1) 獅子島沖合いの公海海域での操業(図ア)
- (2) 操業区域拡大(川内川より北の距岸10,000m(図イ))
- (3) 馬力制限の見直し(60馬力から90馬力へ)

2. 背景・理由

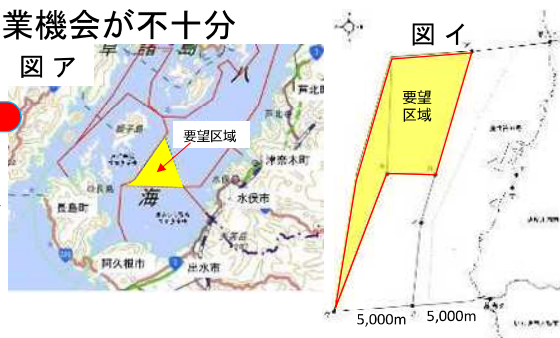
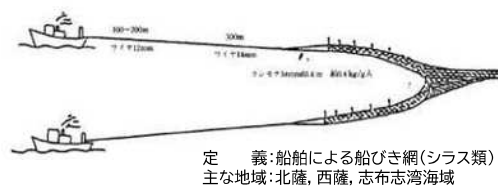
- (1) 現在の操業区域(共同漁業権内)では潮が早く、操業機会が不十分
- (2) 60馬力のエンジンは生産中止

3. 対応方針 ① 資源管理 ⑥ 制限撤廃 ② 試験操業 AIS設置・常時作動

- (1) 既に試験操業を実施中
- (2) 試験操業により操業や漁獲状況の変化, 他漁業への影響等を確認する
- (3) 許可等取扱方針を改正する

4. 対応方針の考え方

- (1)(2) 周辺漁協・漁業者への影響等を丁寧に確認した上で, 更に試験操業による確認が必要。
- (3) 「主機馬力制限」及び「船舶総トン数」の両方に制限がある漁業種類については, 船の規模以上の主機の搭載は現実的にできないため撤廃する。



敷網漁業(棒受網漁業)

知事許可漁業の制限措置等の見直しに係る対応方針について

1. 要望内容

- (1) 操業区域拡大(野間岬灯台から鷹島を見通す線以北)
- (2) 総トン数の制限(総トン数10トン未満)の撤廃

2. 背景・理由

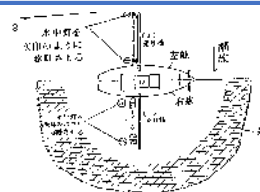
- (1) 海水温の上昇や潮流の変化により, 漁場が変化
- (2) イワシ類のTACによる資源管理が進む中, 総トン数の制限を撤廃し, 中古船の購入など自由度を高め, 安全に操業したい

3. 対応方針 ① TAC魚種 ⑤ 制限撤廃 ② 試験操業 AIS設置・常時作動

- (1) 試験操業により操業や漁獲状況の変化, 他漁業への影響等を確認する
- (2) 総トン数の制限を撤廃する

4. 対応方針の考え方

- (1) 周辺漁協・漁業者への影響等を試験操業により確認する必要。
- (2) 棒受網漁業はTAC魚種であるイワシ類が漁獲の多くを占め, 漁獲量で管理されていることから, 総トン数の制限を撤廃する。



すくい網漁業

知事許可漁業の制限措置等の見直しに係る対応方針について

1. 要望内容

- (1) すくい網漁業と棒受網漁業の許可を統一(操業区域拡大)
 - ・野間岬灯台から鷹島を見通す線以北
 - ・きびなご保護区の設定や、きびなごを漁獲しない目合い、漁期の設定
- (2) 総トン数の制限(総トン数10トン未満)の撤廃

2. 背景・理由

- (1) 海水温の上昇や潮流の変化により、漁場が変化
- (2) イワシ類のTACによる資源管理が進む中、総トン数の制限を撤廃し、中古船の購入など自由度を高め、安全に操業したい

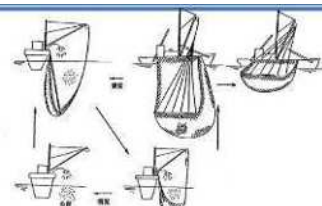
3. 対応方針

① TAC魚種 ⑤ 制限撤廃 ② 試験操業 AIS設置・常時作動

- (1) 試験操業により操業や漁獲状況の変化、他漁業への影響等を確認する
- (2) 総トン数の制限を撤廃する。

4. 対応方針の考え方

- (1) イワシ類の漁獲は棒受網漁業と同様であり、操業形態も類似。周辺漁協・漁業者への影響等を確認するため試験操業が必要(目合いや漁期も含めて確認)。
- (2) 棒受網漁業同様、TAC管理されていることから、総トン数の制限を撤廃する。



定義: 総トン数10トン未満のすくい網
主な地域: 北薩海域等



刺し網漁業(かじき流し網漁業)

知事許可漁業の制限措置等の見直しに係る対応方針について

1. 要望内容

- ・甌島西側での操業

2. 背景・理由

- ・カジキ流し網漁業者の減少
- ・燃油・資材の高騰による操業時間の効率化

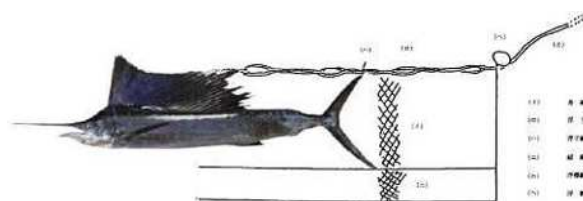
3. 対応方針

④ 現行制度対応

- ・現許可において明確な制限はない
- ・操業区域を理解しやすい表記となるよう見直す

4. 対応方針の考え方

- ・上記のとおり。



定義: 刺し網漁業(固定式刺し網除く)(バショウカジキ等)
主な地域: 西薩海域、甌島周辺等

刺し網漁業(まだい・いさき流し網漁業)

知事許可漁業の制限措置等の見直しに係る対応方針について

1. 要望内容

まだい・いさき流し網漁業を行うための許可を取得したい

2. 背景・理由

- ・きびなご流し網漁業の操業時に、マダイやイサキ等が集まり、きびなごを追い散らす等、操業に支障があるため
- ・きびなご流し網を操業しながら、マダイやイサキを漁獲することで、漁獲量と収入の向上を図り、経営の安定につなげたい

3. 対応方針

① TAC魚種

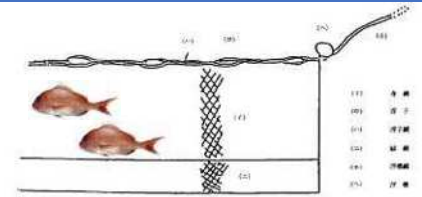
② 試験操業

AIS設置・常時作動

共同漁業権内における試験操業により操業や漁獲の状況変化や、他漁業への影響等を確認する

4. 対応方針の考え方

- ・マダイはTAC魚種であることから、試験操業により、影響等を確認する。
- ・操業区域は甑島と同様の取扱とし共同漁業権内とする。



定義: 刺し網漁業(固定式刺し網除く)(マダイ・イサキ等)
主な地域: 甑島周辺等

刺し網漁業(さわら流し網漁業)

知事許可漁業の制限措置等の見直しに係る対応方針について

1. 要望内容

志布志湾での禁漁期間(5~9月)を見直し、周年としてほしい

2. 背景・理由

- ・高齢化や漁業就業者の減少による担い手の確保のため
- ・海洋環境の変化により、漁獲時期に変化が生じている

3. 対応方針

① 資源管理

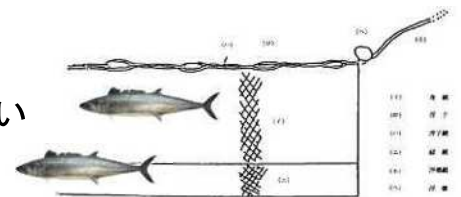
② 試験操業

AIS設置・常時作動

試験操業により操業や漁獲の状況変化を確認し、他漁業への影響等を確認する

4. 対応方針の考え方

- ・現状、周辺漁協への聞き取りでは小型底びき網漁業や定置網漁業への特段の支障はなく、他漁業への影響は生じないと思われるが、試験操業により、影響等を確認する。



定義: 刺し網漁業(固定式刺し網除く)(さわら・tachiuo等)
主な地域: 志布志湾、(西薩海域等)

固定式刺し網漁業(ヒラメ及び雑魚建網漁業)

知事許可漁業の制限措置等の見直しに係る対応方針について

1. 要望内容

網目の制限の見直し(目合い5寸の解除)

2. 背景・理由

近年、資源が増えてきたイシダイを効率的に漁獲したい

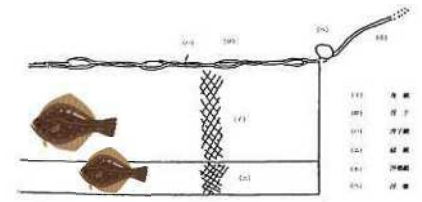
3. 対応方針

① 資源管理 ④ 現行制度対応

雑魚建網漁業の範疇であり、同漁業の許可を申請するよう指導する

4. 対応方針の考え方

・特になし。



定義: 刺し網漁業(固定式刺し網除く)(ヒラメ等)
主な地域: 北薩海域, 西薩海域, 南薩海域, 鹿児島湾

知事許可漁業の制限措置等の見直しに係る試験操業実施要領

知事許可漁業の制限措置等の見直しに係る対応方針（令和8年2月10日付け。以下「対応方針」という。）3に規定する試験操業については、試験研究又は教育実習のための特別採捕許可に関する取扱方針（令和元年5月15日付け。以下「取扱方針」という。）に定めるところによるほか、この要領の定めるところによる。

1 趣旨

知事許可漁業の制限措置等の見直しに係る試験操業（以下「試験操業」という。）は、鹿児島県漁業調整規則（令和2年12月1日付け鹿児島県規則第54号。以下「規則」という。）第48条に規定する特別採捕許可（以下「許可」という。）を受け、実施することとする。漁業調整上の課題や操業状況について、試験操業を実施した上で確認する必要があることから、許可に付す条件や申請手続等について、必要な事項をこの要領で定める。

2 試験操業における許可対象者

試験操業における許可者は以下を満たすこととする。なお、試験操業における漁具及び漁法は規則第4条に規定する漁業と同一のものでなければならない。

- （1）規則第10条に定める適格性を有する者であること。
- （2）規則第4条に規定する漁業の許可を受けている者であること。
- （3）使用する船舶は船舶自動識別装置が設置され、電波法第4条に基づく免許を受けている者であること。

3 条件

試験操業における許可に付す条件は、規則第14条の規定に基づき当該漁業に付された条件のほか、以下とする。なお、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、（1）から（5）のほか、必要な条件を付すこととする。

- （1）採捕にあたっては、特別採捕許可証を携帯しなければならない。
- （2）漁業権区域内での採捕にあたっては、特別採捕許可証及び漁業権者の同意書を携帯しなければならない。
- （3）使用する船舶に船舶自動識別装置を備え付け、かつ操業し、又は航行する期間中は、当該電子機器を常時作動させなければならない。
- （4）漁業調整その他公益上必要があると認めて、知事が指定した日以降は、操業してはならない。
- （5）他の漁業の操業を妨害してはならない。

4 申請書類

試験操業における許可を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、鹿児島県知事に対して以下の書類を提出することとする。

- ・特別採捕許可申請書
- ・住民票又は登記事項証明書
- ・試験操業計画書（操業区域図含む）

- ・船舶使用承諾書（船舶所有者と申請者が異なる場合）
- ・現有する漁業許可証の写し
- ・船舶自動識別装置に係る無線局免許状の写し（免許記録等に記録されている事項の証明書の写し）
- ・適格性に関する誓約書
- ・試験操業に関する誓約書

5 試験操業の報告について

許可を受けた者は、月毎に試験操業実績報告書を作成し、操業した月の翌月 10 日までに鹿児島県知事に報告することとする。

なお、必要な報告事項を満たす場合において、電子的報告（鹿児島県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則（令和 2 年 12 月 11 日付け鹿児島県規則第 57 号）第 2 条に規定する方法による報告等）とすることができる。

また、試験操業中に発生した事故又は問題等について、発生後、速やかに鹿児島県知事に報告することとする。

6 その他

対応方針及び本要領に基づき、初めて許可申請を行う場合は、申請内容等の確認や法令遵守のため、現地確認を行うこととする。

また、許可の有効期間中、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、知事は試験操業を中断させる場合がある。

附則

この要領は、令和 8 年 2 月 10 日から施行する。

特別採捕許可申請書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

住 所

氏 名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

試験研究等のための水産動植物の採捕について、鹿児島県漁業調整規則第 48 条第 1 項の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 目 的
- 2 適用除外の許可を必要とする事項 鹿児島県漁業調整規則第 44 条第 1 項
- 3 使用船舶
 - (1) 船 名
 - (2) 漁船登録番号
 - (3) 船舶総トン数
 - (4) 推進機関の種類及び馬力数
 - (5) 所有者氏名
- 4 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量
○○, 試験操業に必要な数量
- 5 採捕の期間 (1 年以内)
- 6 採捕の区域
- 7 使用漁具及び漁法
○○漁業
- 8 採捕に従事する者の氏名及び住所

試験操業計画書

1 対象となる漁業種類

2 実施期間

3 試験操業の内容

(1) 漁業時期

(2) 操業区域

(3) 使用する漁具・漁法 (図表含む)

使用する漁具のひき綱長さや網目等詳細を記載のこと

船舶使用承諾書

年 月 日

住所

氏名 殿

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

(船舶所有者)

住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

貴殿が下記船舶を〇〇漁業の試験操業に使用することを承諾します。

記

1 船名

2 総トン数

3 推進機関の種類及び馬力数

4 漁船登録番号

5 使用期間 年 月 日 から 年 月 日 まで

適格性に関する誓約書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

住所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

※氏名欄は、自署に限る（押印不要）

鹿児島県漁業調整規則（令和2年鹿児島県規則第52号。以下「規則」という。）第10条第1項第1号から第4号までに定める以下のいずれにも該当しないことを誓約します。

なお、鹿児島県が必要な場合には、鹿児島県警察本部に照会することを承諾します。

- 1 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- 3 法人であって、その役員又は漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第6条において定める使用人のうちに前2号のいずれかに該当する者があるもの
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配する者

試験操業に関する誓約書

鹿児島県知事 殿

年 月 日

住所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

※氏名欄は、自署に限る（押印不要）

私は、鹿児島県漁業調整規則第 48 条に基づく特別採捕許可による試験操業について、漁業調整上の課題や操業状況について確認することを踏まえ、下記事項を理解及び遵守し、適切な操業を行うことを誓約します。

記

- 1 月毎に試験操業実績報告を作成し、操業した月の翌月 10 日までに鹿児島県知事に報告する。また、試験操業中に発生した事故・トラブルについて、速やかに報告する。
- 2 試験操業実績報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 9 項に規定する独立行政法人等をいう。）へ提供することに同意する。
- 3 許可の有効期間中、漁業調整その他公益上必要があると認められ、試験操業を中断する指示があった場合はこれに従う。
- 4 許可の有効期間中、試験操業に係る違反及び漁業関係法令違反を行った場合は特別採捕許可証を返納する。
- 5 特定水産資源（TAC 資源）を漁獲した場合は、TAC 報告を適切に行う。
- 6 自身が参加する資源管理協定に定める取組を確実に履行する。

年 月 日

試験操業中に発生した事故・トラブル等報告書

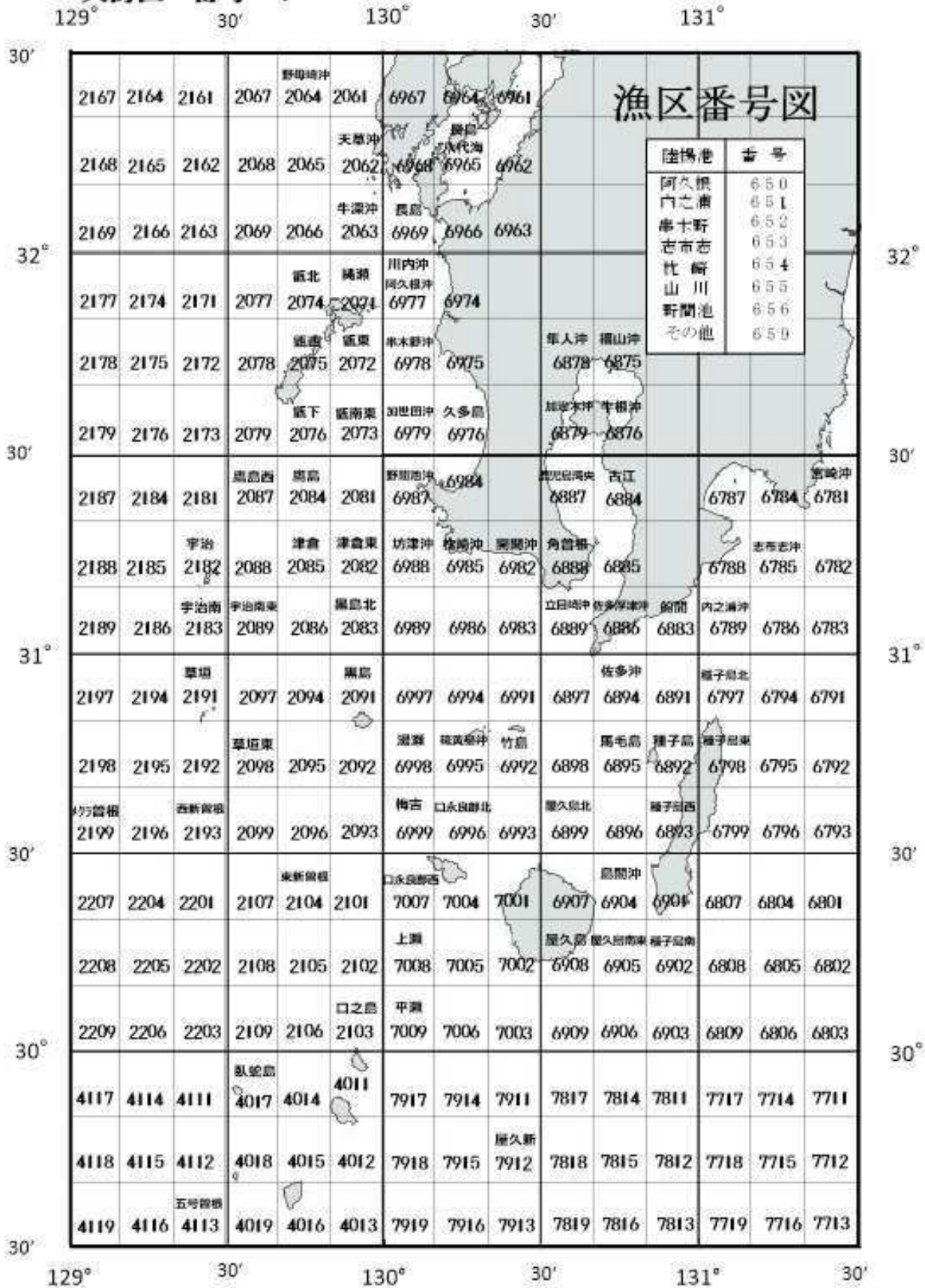
許可者氏名	許可番号	船名	漁業種類

発生日時	
発生場所 (緯度経度)	
具体的な顛末	

注1 時系列で具体的に記載すること。

注2 相手方がいる場合は、漁業種類や船名、所属漁協等可能な範囲で記載すること。

大海区 番号 4



大海区 番号 2